## 主眼事項及び着眼点等(指定居宅介護)

	主眼事項及び看眼点等(指定居宅介	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針		法第43条	
	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者又は障害 児の保護者の意思及び人格を尊重して、常 に当該利用者又は障害児の保護者の立場 に立った指定居宅介護の提供に努めてい るか。	平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の <u>擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の</u> 整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項	運営規程 研修計画、研修 実施記録 虐待防止関係書 類 体制の整備をし ていることが分 かる書類
	(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅に おいて自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、当該利用者の身体 その他の状況及びその置かれている環境 に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等 に関する相談及び助言その他の生活全般 にわたる援助を適切かつ効果的に行うも のとなっているか。	平 18 厚令 171 第 4 条第 1 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
<u>第2 人員に関す</u> る基準		   法第43条第1項 	
1 従業者の員数	指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者 の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となってい るか。	平 18 厚令 171 第 5 条第 1 項	勤務実績表 出勤簿 (タイム カード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
<u>2</u> サービス提供 <u>責任者</u>	指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者で あって専ら指定居宅介護の職務に従事するも ののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサ ービス提供責任者としているか。(ただし、事 業の規模に応じて常勤換算方法によることが できる。)	平 18 厚令 171 第 5 条第 2 項	サービス提供責任者の勤務形態 が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
3 管理者	指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に 従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)	平 18 厚令 171 第 6 条	管理者の勤務形態が分かる書類勤務実績表出勤簿(タイムカード)勤務体制一覧表従業者の資格証
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。	法第43条第2項 平18厚令171 第8条第1項	適宜必要と認める資料
第4     運営に関す       る基準       1     内容及び手続       の説明及び同意	(1) 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	法第43条第2項 平18厚令171 第9条第1項	重要事項説明書利用契約書
	(2) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切 な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 9 条第 2 項	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面
2 契約支給量の 報告等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を 提供するときは、当該指定居宅介護の内 容、契約支給量その他の必要な事項(受給 者証記載事項)を支給決定障害者等の受給 者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 10 条第 1 項	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害 者等の支給量を超えていないか。	平18厚令171 第10条第2項	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定居宅介護事業者は指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 18 厚令 171 第 10 条第 3 項	契約内容報告書
	(4) 指定居宅介護事業者は、受給者証記載事 項に変更があった場合に、(1)から(3)	平 18 厚令 171 第 10 条第 4 項	受給者証の写し 契約内容報告書

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	に準じて取り扱っているか。		
3 提供拒否の禁 止	指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく指 定居宅介護の提供を拒んでいないか。	平18厚令171 第11条	適宜必要と認 める資料
4 連絡調整に対 する協力	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用 について市町村又は一般相談支援事業若しく は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整 に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 12 条	適宜必要と認める資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 13 条	適宜必要と認める資料
<u>6 受給資格の確</u> <u>認</u>	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平 18 厚令 171 第 14 条	受給者証の写し
7 介護給付費の 支給の申請に係 る援助	(1) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る 支給決定を受けていない者から利用の申 込みがあった場合は、その者の意向を踏ま えて速やかに介護給付費の支給の申請が 行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 15 条第 1 項	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る 支給決定に通常要すべき標準的な期間を 考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う 介護給付費の支給申請について、必要な援 助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 15 条第 2 項	適宜必要と認める資料
8 心身の状況等 <u>の把握</u>	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 16 条	アセスメント記 録 ケース記録
9 指定障害福祉 サービス事業者 <u>等との連携等</u>	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を 提供するに当たっては、地域及び家庭との 結びつきを重視した運営を行い、市町村、 他の指定障害福祉サービス事業者等その 他の保健医療サービス又は福祉サービス を提供する者との密接な連携に努めてい るか。	平 18 厚令 171 第 17 条第 1 項	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の	平18厚令171	個別支援計画

- 3 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	第17条第2項	ケース記録
10 身分を証する 書類の携行	指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 18 条	適宜必要と認め る資料
<u>11</u> サービスの提 供の記録	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を 提供した際は、当該指定居宅介護の提供 日、内容その他必要な事項を、指定居宅介 護の提供の都度、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 19 条第 1 項	サービス提供の記録
	(2) 指定居宅介護事業者は、(1) の規定に よる記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて 確認を受けているか。	平 18 厚令 171 第 19 条第 2 項	サービス提供の記録
12 指定居宅介護 事業者が支給決 定障害者等に求 めることのでき る金銭の支払の 範囲等	(1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 20 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 20 条第 2 項	適宜必要と認める資料
13 利用者負担額 <u>等の受領</u>	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を 提供した際は、支給決定障害者等から当該 指定居宅介護に係る利用者負担額の支払 を受けているか。	平 18 厚令 171 第 21 条第 1 項	請求書領収書
	(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を 行わない指定居宅介護を提供した際は、支 給決定障害者等から当該指定居宅介護に	平 18 厚令 171 第 21 条第 2 項	請求書領収書

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	係る指定障害福祉サービス等費用基準額 の支払を受けているか。		
	(3) 指定居宅介護事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、支給決 定障害者等の選定により通常の事業の実 施地域以外の地域において指定居宅介護 を提供する場合に、それに要した交通費 の額の支払いを支給決定障害者等から受 けているか。	平18厚令171第21条第3項	請求書領収書
	(4)指定居宅介護事業者は、(1)から(3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	平 18 厚令 171 第 21 条第 4 項	領収書
	(5) 指定居宅介護事業者は、(3) の費用に 係るサービスの提供に当たっては、あらか じめ、支給決定障害者等に対し、当該サー ビスの内容および費用について説明を行 い、支給決定障害者等の同意を得ている か。	平 18 厚令 171 第 21 条第 5 項	重要事項説明書
14 利用者負担額に係る管理	指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 22 条	適宜必要と認める資料
15 介護給付費の 額に係る通知等	(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領に より市町村から指定居宅介護に係る介護 給付費の支給を受けた場合は、支給決定障 害者等に対し、当該支給決定障害者等に係	平 18 厚令 171 第 23 条第 1 項	通知の写し

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	る介護給付費の額を通知しているか。  (2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を 行わない指定居宅介護に係る費用の支払 を受けた場合は、その提供した指定居宅介 護の内容、費用の額その他必要と認められ る事項を記載したサービス提供証明書を 支給決定障害者等に対して交付している か。	平 18 厚令 171 第 23 条第 2 項	サービス提供証明書の写し
16 指定居宅介護 の基本取扱方針	(1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において 自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、当該利用者の身体その他 の状況及びその置かれている環境に応じ 適切に提供されているか。	平 18 厚令 171 第 24 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅介護事業者は、その提供する指 定居宅介護の質の評価を行い、常にその改 善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 24 条第 2 項	適宜必要と認め る資料
17 指定居宅介護の具体的取扱方針	指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。 ① 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 ② 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 ③ 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 ④ 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ⑤ 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	平 18 厚令 171 第 25 条 平 18 厚令 171 第 25 条第 1 号 平 18 厚令 171 第 25 条第 2 号 平 18 厚令 171 第 25 条第 3 号 平 18 厚令 171 第 25 条第 4 号 平 18 厚令 171 第 25 条第 5 号	適宜必要と認める資料
18 居宅介護計画 の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者又は障害 児の保護者の日常生活全般の状況及び希 望等を踏まえて、具体的なサービスの内容 等を記載した居宅介護計画を作成してい	平 18 厚令 171 第 26 条第 1 項	居宅介護計画 アセスメント及 びモニタリング を実施したこと

居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	<u>るか。</u>		が分かる書類
	(2) サービス提供責任者は、居宅介護計画を 作成した際は、利用者及びその同居の家族 にその内容を説明するとともに、当該居宅 介護計画を利用者及びその同居の家族並 びに当該利用者又は障害児の保護者に対 して指定計画相談支援又は指定障害児相 談支援を行う者に交付しているか。	平 18 厚令 171 第 26 条第 2 項	居宅介護計画及び交付した記録
	(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施 状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅 介護計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 26 条第 3 項	居宅介護計画
	(4) 居宅介護計画に変更があった場合、(1) 及び(2) に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 26 条第 4 項	居宅介護計画
19 同居家族に対 するサービス提 供の禁止	指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居 の家族である利用者に対する居宅介護の提供 をさせてはいないか。	平 18 厚令 171 第 27 条	適宜必要と認める資料
<u>20</u> 緊急時等の対 <u>応</u>	従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合 その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 28 条	緊急時対応マニ ュアル ケース記録 事故等の対応記 録
21 支給決定障害 者等に関する市 町村への通知	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 29 条	適宜必要と認め る資料
22管理者及びサ ービス提供責任 者の責務	(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指 定居宅介護事業所の従業者及び業務の管 理を一元的に行っているか。	平18厚令171 第30条第1項	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該 指定居宅介護事業所の従業者に平成 18 年 厚生労働省令第 171 号(指定障害福祉サ ービス基準)第 2 章の規定を遵守させる ため必要な指揮命令を行っているか。	平 18 厚令 171 第 30 条第 2 項	適宜必要と認める資料
	(3) サービス提供責任者は、18に規定する 業務のほか、指定居宅介護事業所に対する 指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、	平 18 厚令 171 第 30 条第 3 項	利用申込み時の 記録 サービス提供内

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	従業者に対する技術指導等のサービスの 内容の管理等を行っているか。		容を管理してい ることが分かる 書類(運営規程 等)
	(4) サービス提供責任者は、業務を行う に当たっては、利用者の自己決定の尊 重を原則とした上で、利用者が自ら意 思を決定することに困難を抱える場 合には、適切に利用者への意思決定の 支援が行われるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 30 条第 4 項	適宜必要と認める資料
23 運営規程	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその類 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項	平 18 厚令 171 第 31 条	運営規程
24 介護等の総合 的な提供	⑨ その他運営に関する重要事項 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供 に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又 は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提 供するものとし、特定の援助に偏ることはない か。		適宜必要と認める資料
<u>25</u> 勤務体制の確 <u>保等</u>	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、 適切な指定居宅介護を提供できるよう、指 定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体 制を定めているか。	平 18 厚令 171 第 33 条第 1 項	従業者の勤務表
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事 業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従 業者によって指定居宅介護を提供してい るか。	平 18 厚令 171 第 33 条第 2 項	勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類
	(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の 向上のために、その研修の機会を確保して いるか。	平 18 厚令 171 第 33 条第 3 項	研修計画、研修 実施記録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 33 条第 4 項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
26 業務継続計画 の策定等	(1) 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 33 条の 2 第 1 項	業務継続計画
	(2) 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、 業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施して いるか。	平 18 厚令 171 第 33 条の 2 第 2 項	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	(3) 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 33 条の 2 第 3 項	業務継続計画の 見直しを行った ことが分かる書 類
27 衛生管理等	(1) 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の 保持及び健康状態について、必要な管理を 行っているか。	平 18 厚令 171 第 34 条第 1 項	衛生管理に関す る書類
	(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	平 18 厚令 171 第 34 条第 2 項	衛生管理に関す る書類
	(3) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周	平 18 厚令 171 第 34 条第 3 項	委員会議事録
	知徹底を図っているか。 ② 当該指定居宅介護事業所における感 染症の予防及びまん延の防止のための 指針を整備しているか。		感染症の予防及 びまん延の防止 のための指針

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	③ 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。		研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
28 掲示	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅介護事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	第35条第1項、第	事業所の掲示物 又は備え付け閲 覧物
<u>29</u> 身体拘束等の 禁止	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の 提供に当たっては、利用者又は他の利用者 の生命又は身体を保護するため緊急やむ を得ない場合を除き、身体的拘束その他利 用者の行動を制限する行為(身体拘束等) を行っていないか。	, , ,	個別支援計画 身体拘束等に関 する書類
	(2) 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体 拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊 急やむを得ない理由その他必要な事項を 記録しているか。		身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)
	(3) 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を	平 18 厚令 171 第 35 条の 2 第 3 項	委員会議事録
	図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を 整備しているか。		身体拘束等の適 正化のための指 針
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施した ことが分かる書 類
30 秘密保持等	(1) 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者 は、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らして	平 18 厚令 171 第 36 条第 1 項	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	いないか。 (2) 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 36 条第 2 項	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書 その他必要な措 置を講じたこと が分かる書類 (就業規則等)
	(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介 護事業者等に対して、利用者又はその家族 に関する情報を提供する際は、あらかじめ 文書により当該利用者又はその家族の同 意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 36 条第 3 項	個人情報同意書
31 情報の提供等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を 利用しようとする者が、適切かつ円滑に利 用することができるように、当該指定居宅 介護事業者が実施する事業の内容に関す る情報の提供を行うよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 37 条第 1 項	情報提供を行っ たことが分かる 書類 (パンフレ ット等)
	(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介 護事業者について広告をする場合におい ては、その内容が虚偽又は誇大なものとな っていないか。	平 18 厚令 171 第 37 条第 2 項	事業者のHP画 面・パンフレッ ト
32 利益供与等の 禁止	(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 18 厚令 171 第 38 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援 事業若しくは特定相談支援事業を行う者 若しくは他の障害福祉サービスの事業を 行う者等又はその従業者から、利用者又 はその家族を紹介することの対償とし て、金品その他の財産上の利益を収受し ていないか。	平 18 厚令 171 第 38 条第 2 項	適宜必要と認める資料
	(3) (1) 及び(2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅介護事業者が、当該サービスの利用希望者		

- 11 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	を紹介した者(障害福祉サービス事業者 以外の事業者)に対し、その対償とし て、金品等の利益の供与を行うこと」や 「利用者が友人を紹介した際に、紹介し た利用者と紹介された友人に金品を授与 すること」なども当該規定に違反するも のである。		
33 苦情解決	(1) 指定居宅介護事業者は、その提供した 指定居宅介護に関する利用者又はその家 族からの苦情に迅速かつ適切に対応する ために、苦情を受け付けるための窓口を 設置する等の必要な措置を講じている か。	平 18 厚令 171 第 39 条第 1 項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定居宅介護事業者は、(1) の苦情を 受け付けた場合には、当該苦情の内容等を 記録しているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 2 項	苦情者への対応 記録 苦情対応マニュ アル
	(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した 指定居宅介護に関し、法第10条第1項の 規定により市町村が行う報告若しくは文 書その他の物件の提出若しくは提示の命 令又は当該職員からの質問若しくは指定 居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類 その他の物件の検査に応じ、及び利用者 又はその家族からの苦情に関して市町村 が行う調査に協力するとともに、市町村 から指導又は助言を受けた場合は、当該 指導又は助言に従って必要な改善を行っ ているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 3 項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長)が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 4 項	都道府県(又は 指定都市)から の指導または助 言を受けた場合 の改善したこと が分かる書類
	(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指 定居宅介護に関し、法第48条第1項の規 定により都道府県知事又は市町村長が行	平 18 厚令 171 第 39 条第 5 項	都道府県または 市町村からの指 導または助言を

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	う報告若しくは帳簿書類その他の物件の 提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の 設備若しくは帳簿書類その他の物件の検 査に応じ、及び利用者又はその家族からの 苦情に関して都道府県知事又は市町村長 が行う調査に協力するとともに、都道府県 知事又は市町村長から指導又は助言を受 けた場合は、当該指導又は助言に従って必 要な改善を行っているか。		受けた場合の改善したことが分かる書類
	(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、 市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 6 項	都道府県等への報告書
	(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせん にできる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 39 条第 7 項	運営適正化委員 会の調査又はあ っせんに協力し たことが分かる 書類
34 事故発生時の 対応	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する 指定居宅介護の提供により事故が発生し た場合は、都道府県、市町村、当該利用者 の家族等に連絡を行うとともに、必要な措 置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 1 項	事故対応マニュ アル 都道府県、市町 村、家族等への 報告記録
	(2) 指定居宅介護事業者は、事故の状況及び 事故に際して採った処置について、記録し ているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの 記録
	(3) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する 指定居宅介護の提供により賠償すべき事 故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行っているか。	平 18 厚令 171 第 40 条第 3 項	再発防止の検討 記録 損害賠償を速や かに行ったこと が分かる書類 (賠償責任保険 書類等)
35 虐待の防止	指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその 再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅介護事業所における虐 待の防止のための対策を検討する委員 会(テレビ電話装置等の活用可能。)を 定期的に開催するとともに、その結果に ついて、従業者に周知徹底を図っている	平 18 厚令 171 第 40 条の 2	委員会議事録

- 13 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	か。 ② 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。		研修を実施した ことが分かる書 類 担当者を配置し ていることが分 かる書類
36 会計の区分	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所 ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護 の事業の会計をその他の事業の会計と区分し ているか。	平 18 厚令 171 第 41 条	収支予算書・決 算書等の会計書 類
<u>37</u> 記録の整備	(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備して あるか。	平 18 厚令 171 第 42 条第 1 項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書 類
	(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する 指定居宅介護の提供に関する諸記録を整 備し、当該指定居宅介護を提供した日から 5年間保存しているか。	平 18 厚令 171 第 42 条第 2 項	各種記録簿冊
38 電磁的記錄等	(1)指定障害福祉サービス事業者及びれた、保存そのに類するもののうち、書面、本、関係を書面に類立書、謄本、知用できるできる。とができるできる。とができるできる。とが規定されたのできるものでは、の受給者をいるものでは、の受給者をいるものでは、の受給者をいるものでは、の受給者をいるものを除く。)にては、ものを除く。)に代えているものを除く。)に代えて、当該書では、の方式、磁気を定して、当該書である。)に代えて、当該書であるできる。)に付えて、当該書であるで、当該書ののをは、のきできる情報による情報のという。)により行うことができれるものをいう。)により行うことができる。)により行うことができる。)により行うことができる。)により行うことができる。)にないるか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2)指定障害福祉サービス事業者及びそ の従業者は、交付、説明、同意、締結 その他これらに類するもの(以下「交	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料

- 14 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができているか。		
第5     共生型障害       福祉サービスに       関する基準       1     共生型居宅介	共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護	平 18 厚令 171 第	
護の事業を行う 指定訪問介護事 業者の基準	事業者が当該事業に関して次の基準を満たしているか。	43条の2	
米日の巫牛	(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、 当該指定訪問介護事業所が提供する指定 訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の 利用者の数及び共生型居宅介護の利用者 の数の合計数であるとした場合における 当該指定訪問介護事業所として必要とさ れる数以上となっているか。		適宜必要と認める資料
	(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切な サービスを提供するため、指定居宅介護事 業所その他の関係施設から必要な技術的 支援を受けているか。		適宜必要と認 める資料
2 準用	<u>(第1の(3)、第2(2、3)及び第4を準用)</u>	平 18 厚令 171 第 43条の4準用 (第 4条第1項、第5 条第2項、第6条 並びに第9条から 第42条まで)	同準用項目と同 一文書
3 電磁的記録等	(1)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  (2)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料
第6 基準該当障 害福祉サービス に関する <u>基準</u>		法第30条 第1項第2号(	
1 従業者の員数	(1) 基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき 従業者の員数は、3人以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 44 条第 1 項	勤務実績表 出勤簿 (タイム カード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(2) 離島その他の地域であって平成 18 年厚生労働省告示第 540 号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域」において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、(1) にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 44 条第 2 項 平 18 厚告 540	勤務実績表 出勤簿 (タイム カード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
	(3) 基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者 のうち1人以上の者をサービス提供責任者 としているか。	平 18 厚令 171 第 44 条第 3 項	サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
2 管理者	基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事	平 18 厚令 171 第 45 条	管理者の勤務形 態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイム

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該 当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職 務に従事することは差し支えない。)		カード) 勤務体制一覧表 従業者の資格証
3 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画 を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要 な設備及び備品等が備えられているか。	平 18 厚令 171 第 46 条	適宜必要と認め る資料
4 同居家族に対するサービス提供の制限	(1)従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせていないか。 ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。 ① 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 ② 当該居宅介護がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 ③ 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合	平 18 厚令 171 第 47 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) (1) のただし書により、従業者にその 同居の家族である利用者に対する基準該 当居宅介護の提供をさせる場合において、 当該利用者の意向や当該利用者に係る居 宅介護計画の実施状況等からみて、当該基 準該当居宅介護が適切に提供されていな いと認めるときは、当該従業者に対し適切 な指導を行う等の必要な措置を講じてい るか。		適宜必要と認める資料
<u>5</u> 運営に関する <u>基準</u>	(第1の(3)及び第4(13の(1)、14、 15の(1)、19、24、28の後段及び2 9を除く。)を準用)	平18 厚令 171 第48 条第1 項準 用 (第4条第1項 及び第9条から第 43条まで(第21条 第1項、第22条、 第23条第1項、第 27条、第32条、第 35条の2及び第43 条を除く。))	同準用項目と同 一文書

- 17 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
6 電磁的記録等	(1)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料
第7 変更の届出等	(1) 指定居宅介護事業者は、当該指定に係る サービス事業所の名称及び所在地その他 障害者総合支援法施行規則第34条の23に いう事項に変更があったとき、又は休止し た当該指定居宅介護の事業を再開したと きは、10日以内に、その旨を都道府県知事 に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34 条の23	適宜必要と認める資料
	(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第2項 施行規則第34 条の23	適宜必要と認める資料
第8 介護給付費 又は訓練等給付 費の算定及び取		法第29条第3項	
<u>扱い</u> <u>1 基本事項</u>	(1) 指定居宅介護に要する費用の額は、平成 18年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護 給付費等単位数表」の第1により算定する 単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が 定める一単位の単価並びに厚生労働大臣 が定める一単位の単価」に定める一単位の 単価を乗じて得た額を算定しているか。	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(ただし、その額が現に当該指定居宅介護に 要した費用の額を超えるときは、当該現に 指定居宅介護に要した費用の額となって いるか。)	法第29条第3項	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(2) (1) の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 18 厚告 523	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
<u>2 居宅介護サー</u> <u>ビス費</u>	(1) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合及び通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、第2の1に規定する指定居宅介護事業所の従業者が第1の(3)に規定する指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平18厚告523 別表第1の1 の注1	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(2) 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合については、次の①及び②のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にある利用者に対して、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ① 区分2以上に該当していること。 ② 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表第一における次のイからホまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれイからホまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 イ 歩行「全面的な支援が必要」 ロ 移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援	平18厚告 523 別表第1の1 の注2 平26厚令5 別表第一	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	ニ 排尿「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」         本 排便「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」		
	(3) 家事援助が中心である場合については、 区分1以上に該当する利用者のうち、単身 の世帯に属する利用者又は家族若しくは 親族(家族等)と同居している利用者であ って、当該家族等の障害、疾病等の理由に より、当該利用者又は当該家族等が家事を 行うことが困難であるものに対して、家事 援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助で あって、これを受けなければ日常生活を営 むのに支障が生ずる利用者に対して行わ れるものをいう。)が中心である指定居宅 介護を行った場合に、所定単位数を算定し ているか。	平18厚告 523 別表第1の1 の注3	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(4) 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 4	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(5) 居宅における身体介護が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護(入浴、排せつ、食事等の介護をいう。)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①又は②に掲げる単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 5 平 18 厚告 548 の一	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	① 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定 める者並びに厚生労働大臣が定める者」 の二に定める者が居宅における身体介 護が中心である指定居宅介護等を行っ た場合 所定単位数の 100 分の 70 に相当する 単位数 ② 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定	平 18 厚告 548 の二 平 18 厚告 548 の四	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	める者並びに厚生労働大臣が定める者」 の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次のイ又は口に掲げる所要時間に応じ、それぞれイ又は口に掲げる単位数 イ 所要時間3時間未満の場合 平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数 ロ 所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数	平18厚告 523 別表第2の1	
	(6) 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次の①又は②に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれ①	DUI	体制等状況一覧表、当該加算の 届出書等
	又は②に掲げる単位数を算定しているか。 ① 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合所定単位数の 100 分の70 に相当する単位数	平 18 厚告 548	
	② 平成18年厚生労働省告示第548号「こ ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定 める者並びに厚生労働大臣が定める者」 の四に定める者が通院等介助(身体介護 を伴う場合)が中心である指定居宅介護 等を行った場合 次のイ又はロに掲げ る所要時間に応じ、それぞれイ又はロに 掲げる単位数	平 18 厚告 548	
	イ 所要時間 3 時間未満の場合 平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の 別表「介護給付費等単位数表」の第2の 1 に規定する所定単位数 ロ 所要時間 3 時間以上の場合 638 単位に所要時間 3 時間から計算し て所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を 加算した単位数	平 18 厚告 523 別表第 2 の 1	

- 21 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(7) 家事援助が中心である場合については、 平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こど も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める 者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の 二に定める者が、家事援助が中心である指 定居宅介護等を行った場合に、所定単位数 を算定しているか。 ただし、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が 定める者並びに厚生労働大臣が定める者」 の五に定める者が家事援助が中心である 指定居宅介護等を行った場合にあっては、 所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分 の 90 に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 7 平 18 厚告 548 の四の二及び五	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(8) 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合については、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の四の二に定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平成18年厚生労働省告示第548号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 8 平18厚告548 の四の二及び六	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(9) 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合については、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1 回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」	平18厚告523 別表第1の1 の注9 平18厚告548 の一及び六	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	の六に定める者が、通院等のための乗車又 は降車の介助が中心である指定居宅介護 等を行った場合にあっては、所定単位数に 代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当 する単位数を算定しているか。		
	(9 の 2) ①同一敷地内建物等に居住する利用者(1 月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50 人以上居住する建物に居住する者を除く。) 又は②指定居宅介護事業所等における1 月当たりの利用者が同一の建物に20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。) に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、③指定居宅介護事業所等における1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50 人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 9 の 2	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(10) 平成 18 年厚生労働省告示第 546 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 10 平 18 厚告 546	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(11) 夜間 (午後 6 時から午後 10 時まで) 又は早朝 (午前 6 時から午前 8 時まで) に指定居宅介護を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜 (午後10 時から午前 6 時まで) に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18 厚告 523 別表第1の1 の注11	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(12) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に定 める「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の一に適合しているものとして都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ①特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数 ②特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数 ③特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数	の注 12 平 18 厚告 543 の一	
	(13) 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号に規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の 100 分の 15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18 厚告 523 別表第1の1 の注13 平21 厚告 176	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(14) 居宅における身体介護が中心である場合 及び通院等介助(身体介護を伴う場合)が 中心である場合については、利用者又はそ の家族等からの要請に基づき、指定居宅介 護事業所等のサービス提供責任者が居宅 介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護 事業所等の居宅介護従業者が当該利用者 の居宅介護計画において計画的に訪問す ることとなっていない指定居宅介護等を 緊急に行った場合にあっては、利用者1人 に対し、1月につき2回を限度として、1回に つき100単位を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 14	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(15) 前号の加算が算定されている指定居宅介 護事業所等が、平成18年厚生労働省告示第 551号「厚生労働大臣が定める施設基準並 びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣 が定める施設基準」第1号に適合するもの として都道府県知事又は市町村長に届け た場合に、更に1回につき50単位を加算し ているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 15 平 18 厚告 551	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(16) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報 公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の 5に相当する単位数を所定単位数から減 算しているか。	法第76条の3第1項 平18厚告523 別表第1の1 の注16	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(17) 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1 項(指定障害福祉サービス基準第43条の4 及び第48条第1項において準用する場合を 含む。)に規定する基準を満たしていない 場合は、所定単位数の100分の1に相当す る単位数を所定単位数から減算している か。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 17 平 18 厚令 171 第 33 条の 2 第 1 項、第 43 条の 4、 第 48 条第 1 項	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(18) 指定障害福祉サービス基準第35条の2第 2項又は第3項(指定障害福祉サービス基準 第43条の4において準用する場合を含む。) に規定する基準を満たしていない場合は、 所定単位数の100分の1に相当する単位数 を所定単位数から減算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 18 平 18 厚令 171 第 35 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 43 条の 4	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(19) 指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 (指定障害福祉サービス基準第 43 条の 4 及び第 48 条第 1 項において準用する場合 を含む。) に規定する基準を満たしていな い場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当 する単位数を所定単位数から減算してい るか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 19 平 18 厚令 171 第 40 条の 2、第 43 条の 4、第 48 条第 1 項	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	(20) 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間(共同生活援助サービス費(5)を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。)を除く。)又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、居宅介護サービス費を、算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 1 の注 20	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
3 初回加算	指定居宅介護事業所等において、新規に居宅 介護計画を作成した利用者に対して、サービス 提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介 護等を行った日の属する月に指定居宅介護等 を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等 のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初 回の指定居宅介護等を行った日の属する月に 指定居宅介護等を行った際にサービス提供責 任者が同行した場合に、1月につき所定単位数 を加算しているか。		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
4 利用者負担上限額管理加算	指定居宅介護事業者共生型居宅介護の事業 を行う者が、第4の14に規定する利用者負担 額合計額の管理を行った場合に、1月につき所 定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 1 の 3 の注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
5 喀痰吸引等支 接体制加算	指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に 規定する喀痰吸引等をいう。) が必要な者に対 して、登録特定行為事業者(同法附則第20条第 2 項において準用する同法第19条に規定する 登録特定行為事業者をいう。) の認定特定行為 業務従事者(同法附則第3条第1項に規定する 認定特定行為業務従業者をいう。) が、喀痰吸 引等を行った場合に、1日につき所定単位数を 加算しているか。ただし、2の(12)の①の特定 事業所加算(I)を算定している場合は、算定していないか。	平 18 厚告 523 別 表第 1 の 4 の注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
6 福祉専門職員 等連携加算	利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別 表第 1 の 4 の 2 の 注	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
7 福祉・介護職員 <u>処遇改善加算</u>	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の二	平 18 厚告 543 の	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から6までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から6までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 2から6までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数		
8 福祉·介護職 員等特定処遇 改善加算	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の三 に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる	平 18 厚告 543 の 三	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員特定処遇改善加算(I) 2から6までにより算定した単位数の 1000分の70に相当する単位数 ② 福祉・介護職員特定処遇改善加算(II) 2から6までにより算定した単位数の 1000分の55に相当する単位数		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
9 福祉・介護職員 等ベースアップ 等支援加算	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定	平 18 厚告 543 の 三の二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

- 27 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	居宅介護等を行った場合は、2から6までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。		
10 福祉·介護職員 等処遇改善加算	(1) 平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。(2) において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げ	平 18 厚告 523 別 表第1の5 の注1 平 18 厚告 543の 二	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	る単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 2 から6までにより算定した単位数の 1000分の417に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 2 から6までにより算定した単位数の 1000分の402に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 2 から6までにより算定した単位数の 1000分の347に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 2		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	から6までにより算定した単位数の 1000 分の273 に相当する単位数 (2)令和7年3月31日までの間、平成18年 厚生労働省告示第543号に規定する「こども家 庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並び に厚生労働大臣が定める基準」の二に適合して いる福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施し ているものとして都道府県知事又は市長村長 に届け出た指定居宅介護事業所等((1)の加	表第1の5の注2	体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等
	算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から6までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数		体制等状況一覧 表、当該加算の 届出書等

- 28 - 居宅介護

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 343 に相当する単位数		
	③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 357 に相当する単位数		
	<ul><li>④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)</li></ul>		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 328 に相当する単位数		
	<ul><li>⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)</li></ul>		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 298 に相当する単位数		
	⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 283 に相当する単位数		
	⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 254 に相当する単位数		
	⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 302 に相当する単位数		
	⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 239 に相当する単位数		
	⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)[10]		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 209 に相当する単位数		
	① 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(11)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 228 に相当する単位数		
	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 194 に相当する単位数		
	① 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(13)		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 184 に相当する単位数		
	④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)[4]		
	2から6までにより算定した単位数の		
	1000 分の 139 に相当する単位数		

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

- 29 - 居宅介護